

経営事項審査の審査項目の 変更について

～令和3年4月から適用開始～

佐賀県 建設・技術課

経営事項審査の審査項目の変更について

- (1) 申請の時期について
- (2) 変更となる項目について
- (3) 様式の変更
- (4) その他

(1) 申請の時期について

令和3年4月1日 審査分（3月申請書提出分） から、新様式を使用することとされましたのでご注意ください。

※旧様式により申請された場合は後日差し替えをお願いします。

	令和3年2月	<u>令和3年3月</u>	令和3年4月	令和3年5月
(旧)基準	申請書提出	事前審査 ・ 本申請	結果通知	
(新)基準		申請書提出	事前審査 ・ 本申請	結果通知

(2) 変更となる項目について

① 監理技術者補佐に対する加点 (2点)

技術者の資格として監理技術者補佐を追加

② 建設業の経理の状況に係る改正 (W5点)

5年に1度の登録経理講習を受講した者のみ加点対象とする

③ 技術者・技能者に関する評価 (W10点)

(技術者)

1年間のCPDの取得数を評価

(技能者)

3年間のうちにCCUSでレベルが1以上アップした者の割合を評価

※

※CCUS：建設業キャリアアップシステム

④ 法定外労災の対象を拡大 (W1点)

中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営むものとの間の契約も加点対象とする

① 監理技術者補佐に対する加点（Z点）

【変更点】

令和3年4月から**監理技術者補佐（技士補）**に関する新技術検定制度が始まります。経審においても技術者の資格として「**技士補**」を評価します。

（技術者コード） 「1級施工管理技士補」：005

【点数への影響】

（加点） 1人につき 4点（Z点）

【提出資料】

資格者証、合格証の写し

②建設業の経理の状況に係る改正（W5点）

【変更点】

建設業経理士に対して、5年に1度の講習受講を義務付け。
講習を受講した経理士のみを加点対象となる。

【経過措置】

H28年以前に経理試験に合格した者は、R5.3末までは引き続き評価対象となる。

【点数への影響】

(変更なし) 1級建設業経理士×1 + 2級建設業経理士×0.4

【提出資料】

講習受講書等の写し

③技術者・技能者に関する評価について（W10点）

【変更点】

（技術者）

技術職員名簿に記載の技術者が、審査基準日前の1年間に習得したCPD単位に応じて加点を行う。

（技能者）

技術職員名簿に記載の技能者のうち、審査基準日前の3年間にCCUSでレベルが1以上アップした者の割合により評価を行う。

※点数は企業により技術者及び技能者の割合が異なるため、計算式によって算出する。

【提出資料】

CPD単位取得がわかる履歴証明書（各団体が発行したもの）

レベル判定通知書（申請者がレベル判定システムより印刷を行う）

③技術者・技能者に関する評価について（W10点）

【点数への影響】 ※技術者・技能者の関する評価の合計により算出

（加点） 最大10点

（計算式） $W_{10}\text{点} = \text{【技術者点】} + \text{【技能者点】}$

$$\text{【技術者点】} = \frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$$

技術者数 = 監理技術者・主任技術者になり得る資格を有する者、1級・2級技士補の合計

$$\text{【技能者点】} = \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者}}$$

技能者数 = 審査基準日以前3年間に建設工事に従事した者の数（施工管理のみは対象外）

③技術者・技能者に関する評価について (W10点)

【技術者点】

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$$

※告示別表第18 (例)

認定団体	係数
(一財) 建設業振興基金	12
(一社) 日本建築学会	12
⋮	⋮

CPD単位取得数 = 各技術者が取得したCPD単位の合計

各技術者が取得したCPD単位 上限30単位(1人)

CPD認定団体に認定された単位数 ÷ CPD認定団体ごとの補正係数 × 30
※告示別表第18

CPD単位取得数
技術者数

= A

A	評点
3~5.9	1点
6~8.9	2点
9~11.9	3点
12~14.9	4点
15~17.9	5点

A	評点
18~20.9	6点
21~23.9	7点
24~26.9	8点
27~29.9	9点
30~	10点

③技術者・技能者に関する評価について（W10点）

【技能者点】

$$\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者}}$$

技能レベル向上者数 = CCUSの評価が1以上アップした者の数（レベル1→レベル2など）

控除対象者 = 基準日の3年前以前にレベル4の評価を受けていた者

$$\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者}} = B$$

B	評点
1.5~2.9%	1点
3%~4.4%	2点
4.5%~5.9%	3点
6%~7.4%	4点
7.5%~8.9%	5点

B	評点
9%~10.4%	6点
10.5%~11.9%	7点
12%~13.4%	8点
13.5%~14.9%	9点
15%~	10点

③技術者・技能者に関する評価について (W10点)

計算例

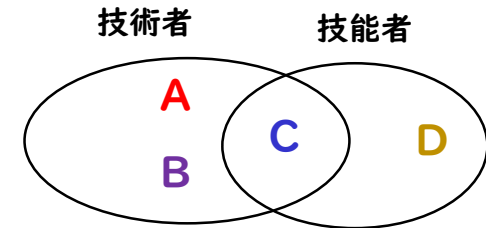
建設会社Yは、技術者と技能者合わせて4名の社員を雇用している。

社員A、Bは、建設工事の施工管理のみに従事(技術者)。

社員Dは、建設工事の施工に従事するが、施工管理には従事しない(技能者)。

社員Cは、技能者として工事の施工に従事するが、施工管理を行う資格を持っている(技術者かつ技能者)

(=従業員Cは、技術者・技能者いずれとしても評価対象となる。)



【技術者点】

氏名	認定CPD	認定団体	係数	計算式(各人のCPD単位)	CPD単位取得数
A	20	(一財)建設業振興基金	12	$20 \div 12 \times 30 = 49.9$ (上限30であるため30を計上)	84
B	10	(一社)日本建築学会	12	$10 \div 12 \times 30 = 24.9$ (小数点は切り捨てのため24)	
C	50	(公社)地盤工学会	50	$50 \div 50 \times 30 = 30$	

$$\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} = \frac{84}{3} = 28 \quad \rightarrow \quad \boxed{\text{28のため「9」}}$$

【技能者点】

氏名	レベル向上	3年前のレベル	レベル向上者数	控除対象者数
C	有り	レベル1	1	1
D	なし	レベル4		

$$\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数}-\text{控除対象者}} = \frac{1}{2-1} = 100\% \quad \rightarrow \quad \boxed{\text{100\%のため「10」}}$$

③技術者・技能者に関する評価について (W10点)

計算結果

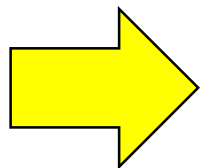
【技術者点】

【技能者点】

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者}} \right)$$

$$= \left(\frac{3}{3 + 2} \times \underline{\text{「9」}} \right) + \left(\frac{2}{3 + 2} \times \underline{\text{「10」}} \right)$$

$$= \underline{\text{9.4 (=W10点)}}$$



9以上、10未満であるため

W10点は「9点」となる。

(3) 様式の変更について

新様式

別紙三

その他の審査項目(社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無

項番
4 1 (1.有、2.無、3.適用除外)

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保 5 9 3 (1.該当、2.非該当)

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
(人)	(人)	

新規若年技術職員の育成及び確保 6 0 3 (1.該当、2.非該当)

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
(人)	

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

CPD単位取得数 6 1 (単位)

技術者数 (人)

技能レベル向上者数 6 2 (人)

技能者数 (人)

控除対象者数 (人)

変更箇所

(1) CPDSの取得単位数

(2) 技能レベルの向上者数

(3) 様式の変更について

新様式

別紙三

その他の審査項目(社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無

項番
4 1

[1.有、2.無、3.適用除外]

建設業の経理の状況

監査の受審状況

5 2

[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、
3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数

5 3

(人)

二級登録経理試験合格者等の数

5 4

(人)

変更箇所

(旧) 二級登録経理試験合格者の数



(新) 二級登録経理試験合格者等の数

(3) 様式の変更について

新様式

別紙二

技術職員名簿

頁

項番
数 8 1

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日 現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1			年 月 日		8 2							
2			年 月 日		8 2							
3			年 月 日		8 2							
4			年 月 日		8 2							

変更箇所

① (旧) 項番62 → (新) 項番81

② CPD単位取得数 の欄の新設

総合評定値の変更点

$$\text{総合評定値 (P点)} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

様式第二十五号の十五 (第十九条の九、第二十一条の四関係) 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

審査基準日 許可 令和 年 月 日
行政庁記入欄

経営規模等評価の結果を通知します。総合評定値

評定区分	設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高 (X ₁)	元請完成工事高及び技術職員数			評定 (Z)	自己資本額及び利益額	数値	点数
				元請完成工事高 (X ₁)	技術職員数	職数				
				年平均	一級 (講習受講)	二級	その他			

その他の審査項目 (社会性等) 数値等 点数

雇用保険加入の有無	
健康保険加入の有無	
厚生年金保険加入の有無	
建設業退職金共済制度加入の有無	
退職一時金制度又は企業年金制度加入の有無	
法定外労働災害補償制度加入の有無	
労働環境等の状況	
再雇用率	
再雇用率又は会社更生法の適用の有無	
建設業の事業継続の状況	
防災協定の締結の有無	
防災活動への貢献の状況	
事業停止状況の有無	
指示処分の有無	
法令遵守の状況	
監査の受審状況	
公証会計士等の監査	
二級登録経理試験合格者の数	
建設業の経理の状況	
研究開発費の状況	
建設機械の所有及びリース台数	
建設機械の稼働状況	
ISO9001の登録の有無	
ISO14001の登録の有無	
国際標準化機構が定める規格による登録の状況	
若手技術職員の研修的育成及び確保	
若手技術職員の研修的育成及び確保	
近年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	
C P D 単位取得数	
レベル向上者数	
技能者数	
控除対象者数	

(参考) 料 目 決算 料 目 決算 経営状況 決算 経営状況 決算

固定資産	売上総利益	純支払利息比率	自己資本対固定資産
流動負債	売上総利益	純支払利息比率	自己資本対固定資産
固定負債	受取利息対当	経営本業上利益対当	自己資本対当
純益剰余金	支払利息	売上高経常利益率	純益対当
自己資本	経常利益		評 点 (Y)
総資本 (当期)	営業***272(当期)		
総資本 (前期)	営業***272(前期)		

[金額単位: 千円]

総合評定値通知書

項目が追加されました

- CPD単位取得数
- 技術者数
- レベル向上者数
- 技能者数
- 控除対象者数

C	P	D	単	位	取	得	数	単位
技		術			者		数	人
レ		ベ			上		者	数
技		能			者		数	人
控		除			対		象	者
					者		数	人

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

(4) その他

提出方法について

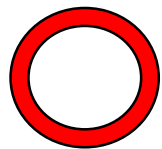
審査をスムーズに行う観点から、申請の際には
申請書と**添付書類**をそれぞれで並べてご提出ください。



申請書



添付書類



申請書・添付書類を
それぞれで並べる



申請書と添付書類が
ごちゃ混ぜ



完工高の確認方法の変更について (R3.4.1~)

現 行

記載している全ての工事の確認を行う
→ その他工事以外の契約書類を持参

舗装工事 完 成 工 事 高 内 訳 書

発注者	工事名	配置技術者	契約金額	工期	
①佐賀市	市道舗装工事	佐賀 次郎 (214)	30,000千円	R1.12.1~R2.12.31	→  契約書①
②佐賀県	県道舗装工事	唐津 太郎 (214)	15,000千円	R1.6.1~R2.12.31	→  契約書②
③A病院	駐車場舗装工事	鳥栖 三郎 (214)	5,000千円	R1.6.1~R2.8.31	→  契約書③
④A氏	A氏邸舗装工事	鳥栖 三郎 (214)	1,000千円	R1.6.1~R2.8.31	→  契約書④
	その他工事 3 件		5,200千円		→ 提出不要

(例) 記載件数 4 件 → 4 件分の契約書類を提出

完工高の確認方法の変更について (R3.4.1~)

改正

記載している工事のうち上位3件のみ確認を行う
 →上位3件のみ契約書類を持参 (3件以外の工事を確認する場合があります。)

※記載方法については、変更がありませんのでこれまでどおり記載ください。

舗装工事 完成工事高内訳書

発注者	工事名	配置技術者	契約金額	工期	
①佐賀市	市道舗装工事	佐賀 次郎 (214)	30,000千円	R1.12.1~R2.12.31	→  契約書①
②佐賀県	県道舗装工事	唐津 太郎 (214)	15,000千円	R1.6.1~R2.12.31	→  契約書②
③A病院	駐車場舗装工事	鳥栖 三郎 (214)	5,000千円	R1.6.1~R2.8.31	→  契約書③
④A氏	A氏邸舗装工事	鳥栖 三郎 (214)	1,000千円	R1.6.1~R2.8.31	→  契約書④ 提出不要
※④について契約書類の確認はしませんが、記載はしてください。					
	その他工事3件		5,200千円		→  提出不要

(例) 記載件数 4件 → 金額の大きい上位3件分の契約書類を提出

技術職員の資格の確認方法の変更について (R3.4.1~)

現 行 全ての技術職員の資格者証を提出

新規掲載	氏名	業種コード	有資格区分コード
	佐賀 太郎	01	113
○	唐津 次郎	02	120



(例) 技術職員 2名 → 2名分の資格者証の提出

改 正 新規掲載となる技術職員のみ資格者証を提出

新規掲載	氏名	業種コード	有資格区分コード
	佐賀 太郎	01	113
○	唐津 次郎	02	120



(例) 技術職員 2名
うち新規掲載 1名 → 1名分の資格者証の提出
※新規掲載者のみ

※監理技術者証等の有効期限があるものについては、審査毎に提出が必要です。